

平成24年度決算検査報告に掲記した事項等の総件数は630件であり、指摘金額は計4907億4510万円である。この内訳は次のとおりである。

事項等	掲記件数	指摘金額	左記の掲記件数のうち 背景金額を掲記した件数
不当事項	㊦ 19件	47億6593万円	—
	㊧ 451件	496億1313万円	—
	470件	543億7907万円	—
意見を表示し又は 処置を要求した事項			
34条関係	㊦ 2件	3億3746万円	—
	㊧ 26件	1528億2153万円	1件
34条及び36条関係	㊧ 4件	31億7706万円	3件
36条関係	㊦ 1件	—	1件
	㊧ 44件	1970億0959万円	23件
	77件	3533億4564万円	28件
本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	㊦ 1件	6億3829万円	—
	㊧ 63件	1181億8298万円	8件
	64件	1188億2127万円	8件
指摘事項計	㊦ 23件	<22件分> 57億4168万円	/
	㊧ 588件	<567件分> 4850億0341万円	
	611件	<589件分> 4907億4510万円	
国会及び内閣に対する 報告（随時報告）	8件	/	/
国会からの検査要請 事項に関する報告	6件		
特定検査対象に 関する検査状況	7件		
総計	630件	<589件分> 4907億4510万円	/

(注1) 指摘金額・背景金額……9ページ参照

(注2) ㊦ は収入に関するもので、㊧ は支出等に関するものである。

(注3) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額と一致しない場合がある。

(注4) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計14件ある。

(注5) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているものがあり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

(注6) 「国会及び内閣に対する報告」のうち2件は「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記しており、件数が重複している。

(注7) 「総計」欄の掲記件数は、(注6)の重複分(2件)を控除している。

平成24年度決算検査報告掲記事項の府省・団体別、事項別件数金額総括表

事項 府省又は 団体名	不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
		会計検査院法 第34条関係	会計検査院法 第34条及び 第36条関係	会計検査院法 第36条関係		
裁判所	⊖ 1 1198万円	件	件	件	件	⊖ 1 1198万円
内閣府 (内閣府本府)	⊖ 2 2477万円					⊖ 2 2477万円
内閣府 (消費者庁)					⊖ 1 907万円	⊖ 1 907万円
復興庁	⊖ 1 610万円					⊖ 1 610万円
総務省	⊖ 16 7410万円	⊖ 2 7億8817万円		⊖ 1 (4927億1089万円)	⊖ 1 6億1516万円	⊖ 20 14億7743万円 (4927億1089万円)
法務省	⊖ 5 342億2374万円	⊖ 2 802億7780万円		⊖ 1 5億9965万円	⊖ 1 6613万円	⊖ 9 809億6535万円
外務省				⊖ 1 698万円 (12億0392万円)	⊖ 2 2億7103万円 (257億8647万円)	⊖ 3 2億7801万円 (12億0392万円) (257億8647万円)
財務省	⊖ 1 3億9719万円	⊖ 1 154億6510万円			⊖ 1 6億3829万円 ⊖ 1 3億6522万円	⊖ 2 10億3548万円 ⊖ 2 158億3032万円
文部科学省	⊖ 24 24億5507万円	⊖ 1 2億3446万円		⊖ 5 18億0897万円 (15億9796万円) (6億7144万円) (71億5159万円)	⊖ 1 6億8770万円	⊖ 31 51億8620万円 (15億9796万円) (6億7144万円) (71億5159万円)
厚生労働省	⊖ 4 41億9556万円 ⊖ 261 61億5348万円	⊖ 1 1億4879万円 ⊖ 6 198億4709万円	⊖ 1 15億6888万円 (47億9828万円)	⊖ 4 54億5460万円 (53億2247万円)	⊖ 2 27億3637万円 (215億0912万円)	⊖ 5 43億4435万円 ⊖ 274 343億3249万円 (47億9828万円) (53億2247万円) (215億0912万円)
農林水産省	⊖ 56 7億6317万円		⊖ 1 12億3481万円	⊖ 4 329億5787万円 (59億8903万円)	⊖ 7 7億8298万円 (1億4700万円) (132億3587万円)	⊖ 68 357億3546万円 (59億8903万円) (1億4700万円) (132億3587万円)
経済産業省	⊖ 5 3億8778万円			⊖ 2 700億3614万円	⊖ 1 449億1384万円	⊖ 8 1153億3776万円
国土交通省	⊖ 34 17億4579万円	⊖ 3 3億7958万円 (11億8512万円)	⊖ 1 (1兆6383億円)	⊖ 4 31億4210万円 (146億6748万円) (30億0726万円)	⊖ 3 25億3332万円	⊖ 45 78億0079万円 (11億8512万円) (1兆6383億円) (146億6748万円) (30億0726万円)
環境省	⊖ 7 3691万円				⊖ 1 9億3995万円	⊖ 8 9億7686万円
防衛省		⊖ 4 168億1609万円	⊖ 1 3億7337万円 (17億4908万円)	⊖ 2 518億5586万円 (3401億6637万円)	⊖ 6 351億4426万円 (125億7455万円)	⊖ 13 1041億8958万円 (17億4908万円) (3401億6637万円) (125億7455万円)
株式会社 日本政策 金融公庫		⊖ 1 7億5600万円				⊖ 1 7億5600万円
日本私立学校 振興・共済 事業団	⊖ 6 1779万円					⊖ 6 1779万円
日本中央 競馬会					⊖ 1 5339万円	⊖ 1 5339万円
東日本高速 道路株式会社				⊖ 1 (83億8622万円)	⊖ 2 6424万円 (1億7185万円)	⊖ 3 6424万円 (83億8622万円) (1億7185万円)

事 項 府省又は 団体名	不 当 事 項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
		会 計 検 査 院 法 第 3 4 条 関 係	会 計 検 査 院 法 第 3 4 条 及 び 第 3 6 条 関 係	会 計 検 査 院 法 第 3 6 条 関 係		
中日本高速 道路株式会社	件	件	件	⑤ 1 件 (63億9947万円)	⑤ 2 件 3824万円 (1億0343万円)	⑤ 3 件 3824万円 (63億9947万円) (1億0343万円)
西日本高速 道路株式会社				⑤ 1 件 (83億3191万円)	⑤ 2 件 8503万円 (1億7126万円)	⑤ 3 件 8503万円 (83億3191万円) (1億7126万円)
本州四国連絡 高速道路株式 会社				⑤ 1 件 (8億9651万円)		⑤ 1 件 (8億9651万円)
日本郵政 株式会社		⑤ 1 18億9459万円				⑤ 1 18億9459万円
日本年金機構	④ 1 122万円	④ 1		⑤ 1 (252億3358万円)		④ 2 122万円 ⑤ 1 (252億3358万円)
独立行政法人 酒類総合研 究所	⑤ 1 366万円					⑤ 1 366万円
独立行政法人 国立青少年 教育振興機構					⑤ 1 4872万円	⑤ 1 4872万円
独立行政法人 物質・材料 研究機構					⑤ 1 892万円	⑤ 1 892万円
独立行政法人 放射線医学 総合研究所	⑤ 1 2894万円					⑤ 1 2894万円
独立行政法人 農業・食品産業 技術総合研究 機構					⑤ 1 2484万円	⑤ 1 2484万円
独立行政法人 製品評価技 術基盤機構					⑤ 1 3493万円	⑤ 1 3493万円
独立行政法人 国立環境研 究所					⑤ 1 980万円	⑤ 1 980万円
独立行政法人 国立印刷局	⑤ 2 1052万円				⑤ 1 1億4600万円	⑤ 3 1億5652万円
独立行政法人 国民生活セ ンター					⑤ 1 2億6494万円	⑤ 1 2億6494万円
独立行政法人 農畜産業 振興機構	⑤ 1 1824万円	⑤ 1 26億9827万円				⑤ 2 27億1651万円
独立行政法人 国際協力機 構				⑤ 1	⑤ 1	⑤ 2
独立行政法人 国際交流基 金	⑤ 1 4370万円				⑤ 1 4556万円	⑤ 2 8926万円
独立行政法人 科学技術 振興機構					⑤ 1 4億6201万円	⑤ 1 4億6201万円
独立行政法人 日本学術振 興会	⑤ 1 189万円				⑤ 1 2億3240万円	⑤ 2 2億3429万円
独立行政法人 理化学研 究所					⑤ 2 8億8892万円	⑤ 2 8億8892万円
独立行政法人 日本スポーツ 振興セン ター				⑤ 1 (31億0050万円)		⑤ 1 (31億0050万円)
独立行政法人 日本芸術 文化振興 会				⑤ 1 (21億0100万円)		⑤ 1 (21億0100万円)
独立行政法人 国立事 業知的 財産総合 施設の 整備				⑤ 1 1億8920万円		⑤ 1 1億8920万円

事 項 府省又は 団体名	不 当 事 項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
		会 計 検 査 院 法 第 3 4 条 関 係	会 計 検 査 院 法 第 3 4 条 及 び 第 3 6 条 関 係	会 計 検 査 院 法 第 3 6 条 関 係		
独立行政法人 日 本 貿 易 振 興 機 構	件	件	件	件	⊖ 1599万円 <sup>1</sup>	⊖ 1599万円 <sup>1</sup>
独立行政法人鉄 道建設・運輸施 設整備支援機構	⊖ 480万円 <sup>1</sup>				⊖ 1億2270万円 <sup>1</sup>	⊖ 1億2750万円 <sup>2</sup>
独立行政法人 自 動 車 事 故 対 策 機 構					⊖ 1715万円 <sup>1</sup>	⊖ 1715万円 <sup>1</sup>
独立行政法人 情 報 処 理 推 進 機 構				⊖ 52億円 <sup>1</sup>		⊖ 52億円 <sup>1</sup>
独立行政法人 石 油 天 然 気 及 び 金 属 鉱 物 資 源 機 構					⊖ 1億9800万円 <sup>1</sup>	⊖ 1億9800万円 <sup>1</sup>
独立行政法人 労 働 者 健 康 福 祉 機 構				⊖ 8億9703万円 <sup>1</sup>	⊖ 2億3041万円 <sup>2</sup>	⊖ 11億2744万円 <sup>3</sup>
独立行政法人 国 立 病 院 機 構	⊖ 771万円 <sup>1</sup>					⊖ 771万円 <sup>1</sup>
独立行政法人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構	⊖ 1億6759万円 <sup>1</sup>	⊖ 8億6320万円 <sup>1</sup>		⊖ 13億7880万円 <sup>1</sup>		⊖ 22億4200万円 <sup>3</sup>
独立行政法人 中 小 企 業 基 盤 整 備 機 構				⊖ (2448億6000万円) <sup>1</sup>		⊖ (2448億6000万円) <sup>1</sup>
独立行政法人 都 市 再 生 機 構	⊖ 1756万円 <sup>1</sup>			⊖ 34億8567万円 <sup>1</sup>	⊖ 1億2303万円 <sup>1</sup>	⊖ 36億2626万円 <sup>3</sup>
独立行政法人 奄 美 群 島 振 興 開 発 基 金		⊖ 1億8867万円 <sup>1</sup>				⊖ 1億8867万円 <sup>1</sup>
独立行政法人日 本 高 速 道 路 保 有 ・ 債 務 返 済 機 構	⊖ 30億3881万円 <sup>1</sup>			⊖ 190億3030万円 <sup>1</sup>		⊖ 220億6911万円 <sup>2</sup>
独立行政法人 日 本 原 子 力 研 究 開 発 機 構					⊖ 3億6268万円 <sup>2</sup>	⊖ 3億6268万円 <sup>2</sup>
独立行政法人年 金・健康保険福 祉施設整理機構	⊖ 741万円 <sup>1</sup>			⊖ 5億4897万円 (119億0781万円) <sup>1</sup>		⊖ 5億5638万円 (119億0781万円) <sup>2</sup>
独立行政法人 国 立 が ん 研 究 セ ン タ ー	⊖ 1874万円 <sup>17</sup>					⊖ 1874万円 <sup>17</sup>
独立行政法人 国 立 循 環 器 病 研 究 セ ン タ ー				⊖ 4億1745万円 <sup>1</sup>		⊖ 4億1745万円 <sup>1</sup>
独立行政法人国 立 精 神・神 經 医 療 研 究 セ ン タ ー					⊖ 1999万円 <sup>1</sup>	⊖ 1999万円 <sup>1</sup>
独立行政法人 国 立 成 育 医 療 研 究 セ ン タ ー					⊖ 2673万円 <sup>1</sup>	⊖ 2673万円 <sup>1</sup>
独立行政法人 国 立 長 寿 医 療 研 究 セ ン タ ー	⊖ 1105万円 <sup>1</sup>				⊖ 757万円 <sup>1</sup>	⊖ 1862万円 <sup>2</sup>
国立大学法人 東 北 大 学				⊖ (243億5465万円) <sup>1</sup>		⊖ (243億5465万円) <sup>1</sup>
国立大学法人 福 島 大 学	⊖ 352万円 <sup>1</sup>					⊖ 352万円 <sup>1</sup>
国立大学法人 群 馬 大 学	⊖ 370万円 <sup>1</sup>					⊖ 370万円 <sup>1</sup>
国立大学法人 千 葉 大 学	⊖ 5051万円 <sup>1</sup>					⊖ 5051万円 <sup>1</sup>
国立大学法人 横 濱 国 立 大 学	⊖ 1352万円 <sup>1</sup>					⊖ 1352万円 <sup>1</sup>

事 項 府省又は 団体名	不 当 事 項	意 見 を 表 示 し 又 は 処 置 を 要 求 し た 事 項			本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
		会 計 検 査 院 法 第 3 4 条 関 係	会 計 検 査 院 法 第 3 4 条 及 び 第 3 6 条 関 係	会 計 検 査 院 法 第 3 6 条 関 係		
国立大学法人 福井大学	⊖ 1311万円 1件					⊖ 1311万円 1件
国立大学法人 奈良女子大学	⊖ 2334万円 1件					⊖ 2334万円 1件
国立大学法人 山口大学	⊖ 1564万円 1件					⊖ 1564万円 1件
国立大学法人 愛媛大学	⊖ 929万円 1件					⊖ 929万円 1件
国立大学法人 鹿児島大学	⊖ 930万円 1件					⊖ 930万円 1件
国立大学法人 琉球大学	⊖ 1443万円 1件					⊖ 1443万円 1件
国立大学法人 富山大学	⊖ 371万円 1件					⊖ 371万円 1件
大学共同利用 機関法人人間 文化研究機構	⊖ 871万円 1件					⊖ 871万円 1件
大学共同利用機 関法人高エネルギー 加速器研究機構	⊖ 312万円 1件					⊖ 312万円 1件
日本電信電話 株式会社					⊕ 56億3400万円 1件	⊕ 56億3400万円 1件
首都高速道路 株式会社				⊕ (81億9651万円) 1件		⊕ (81億9651万円) 1件
阪神高速道路 株式会社				⊕ (60億5777万円) 1件		⊕ (60億5777万円) 1件
四国旅客鉄道 株式会社				⊕ (42億3179万円) 1件		⊕ (42億3179万円) 1件
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ 株式会社					⊕ 43億6890万円 1件	⊕ 43億6890万円 1件
東日本電信電話 株式会社					⊕ 150億9925万円 1件	⊕ 150億9925万円 1件
西日本電信電話 株式会社					⊕ 1億3229万円 1件	⊕ 1億3229万円 1件
郵便局 株式会社	⊕ 2億3917万円 1件					⊕ 2億3917万円 1件
日本郵便 株式会社		⊕ 111億8320万円 1件				⊕ 111億8320万円 1件
株式会社 ゆうちょ銀行		⊕ 14億2151万円 1件				⊕ 14億2151万円 1件
株式会社 かんぽ生命保険	⊕ 1億0862万円 1件	⊕ 1億9647万円 1件				⊕ 3億0509万円 2件
独立行政法人 原子力安全 基盤機構					⊕ 3億5132万円 1件	⊕ 3億5132万円 1件
合 計	⊖ 47億6593万円 19 ⊕ 451 496億1313万円 計 470 543億7907万円	⊖ 3億3746万円 2 ⊕ 26 1528億2153万円 計 28 1531億5899万円	⊕ 31億7706万円 4 計 4 31億7706万円	⊖ 1970億0959万円 44 計 45 1970億0959万円	⊖ 6億3829万円 1 ⊕ 63 1181億8298万円 計 64 1188億2127万円	⊖ 57億4168万円 23 ⊕ 588 4850億0341万円 計 611 4907億4510万円

○ 上記の各事項のほか、「国会及び内閣に対する報告」（随時報告）が8件、「国会からの検査要請事項に関する報告」が6件、「特定検査対象に関する検査状況」が7件あり、これらを含めた掲記件数は630件（随時報告のうち2件は「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記しており、その件数の重複分を控除している。）である。

（注1） ㊦は収入に関するもので、㊧は支出等に関するものである。

（注2） 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

（注3） （ ）書きの金額は、背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

（注4） 外務省及び独立行政法人国際協力機構のうち「意見を表示し又は処置を要求した事項」各1件と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」各1件は、外務省及び独立行政法人国際協力機構の両方に係る指摘であり、金額は外務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

（注5） 文部科学省のうち3件及び独立行政法人国立高等専門学校機構の1件は、文部科学省及び独立行政法人国立高等専門学校機構の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

（注6） 厚生労働省のうち1件及び日本年金機構の1件は、厚生労働省及び日本年金機構の両方に係る指摘であり、金額は厚生労働省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

（注7） 農林水産省の「不当事項」には、「役務・補助金」と「補助金」の両方に掲記している事態が2件あり、件数及び金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

（注8） 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの（①刑事施設等の常勤医師の外部研修に関するもの、②刑事施設等の施設整備に係る歳出予算及び国庫債務負担行為の執行に関するもの、③国立高等専門学校における物品の購入等に関するもの、④雇用保険の雇用調整助成金に関するもの、⑤国民健康保険の療養給付費負担金及び財政調整交付金に関するもの、⑥厚生労働科学研究費補助金に関するもの、⑦農地・水保全管理支払交付金に関するもの）があり、それぞれの金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

（注9） 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計14件ある。